

潮来市学校跡地等利活用事業 公募型プロポーザル実施要領

1 募集の目的

この要領は、延方小学校との統合により閉校となった大生原小学校跡地について、地域振興、地域福祉の向上等に資する利活用を図るために実施するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

2 募集の内容

- (1) 対象施設 旧大生原小学校（茨城県潮来市水原1988番地1）
- (2) 募集内容 「潮来市学校跡地等利活用事業公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおり

3 担当部署

〒311-2493 茨城県潮来市辻626

潮来市 市長公室 企画政策課

担当：仲澤・箕輪

T E L : 0299-63-1111（内線212）

F A X : 0299-80-1100

E-mail : kikaku@city.itako.lg.jp

4 選定方式

選定方式は、本実施要領及び募集要項に記載する事業提案書等を求め、事業概要、内容の実現性及び継続性等、提案内容を総合的に比較検討し、最適な事業候補者（優先交渉権者）をプロポーザルで選定する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方地自法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく潮来市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 応募申込書の提出日に官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないもの。
- (5) 潮来市暴力団排除条例（平成23年潮来市条例第29号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

- ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体

6 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	項目	期間等	備考
1	募集要項等の公開	1月27日（火）	HPに掲載
2	質問書の受付	1月27日（火）～2月6日（金）	
3	質問の回答	2月10日（火）	HPに掲載
4	事業提案書等提出期間	1月27日（火）～2月13日（金）	
5	プレゼンテーション審査	2月19日（木）	
6	審査結果通知	2月下旬予定	

7 質問と回答

(1) 受付期間

令和8年1月27日（火）～令和8年2月6日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

(2) 提出先

潮来市 市長公室 企画政策課

（前記3参照）

(3) 提出方法

「質問書（様式6号）」に必要事項等を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出すること。（郵送の場合は、期限必着）

(4) 質問に対する回答

回答内容は、全質問を一括して令和8年2月10日（火）に市ホームページに掲載す

る。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び募集要項等の追加又は修正事項とみなし取り扱う。

8 応募申込書等の提出

本プロポーザルに関する応募申込書等は、次の方法で提出すること。

(1) 応募は、(5)に規定する提出書類を、郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合は、配達日時が確認できる方法とし、応募申込書提出期限内に必着とする。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡すること。

持参の場合は、市担当へ事前連絡し、日程調整のうえ、来庁すること。

(2) 潮来市 市長公室 企画政策課（前記3参照）へ提出すること。

(3) 書式等 用紙はA4版とすること。

(4) 提案内容

提案の内容は、下記の事項を記載すること。

- 地域振興、地域福祉の向上等に資する提案であること
- 地域経済の活性化（地元雇用等）に資すること
- まちづくりへの貢献に関すること
- 内容の実現性・継続性に関すること（事業収支計画を含む）
- 地域との連携・協働に関すること

(5) 提出書類

ア 応募申込書（様式1号。グループ応募の場合は様式2号）

イ 事業提案書（様式3号）（※任意様式も可）

ウ 参考・補足資料（任意の書式、枚数）

エ 応募資格申出書（様式4号）

オ 応募者の概要書（様式5号）

カ 定款（写し）

キ 法人登記簿謄本（提出日3ヶ月以内に発行されたもの。原本）

ク 団体等の事業前年度における事業報告書（写し）

ケ 団体等の事業前年度における収支（損益）計算書（写し）

コ 団体等の事業前年度における貸借対照表及び財産目録（写し）

サ 国税及び地方税の納税証明書（原本）

（過年度を含めて未納がないことを証明するもの）

※グループとして応募する場合は、エ～サについてはすべての団体等が提出すること。

提出部数は紙媒体6部とし、上記ア～サを1ファイルにまとめたPDFデータを提出すること。

(6) 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時15分まで（必着）

(7) 書類審査

応募申込書等の提出が6者以上の場合には、提出書類による審査を行う。審査の結果、内容が優れた5者を、本審査の対象とする。書類審査の結果については、別途通知する。

9 審査（プレゼンテーションの実施）

提案者は、次のプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日時

令和8年2月19日（詳細は後日通知する。）

(2) 開始時間

後日通知する。

(3) 場所

潮来市役所内とし、詳細は後日通知する。

(4) 所要時間

1事業提案者につき、30分以内とする。

・準備：5分以内

・事業提案プレゼンテーション：15分以内

・質疑応答：10分以内

(5) 内容

事業提案書の説明

(6) 参加人数

3人までとする。

(7) 使用機器

PCを使用する場合は、PC、接続コードは事業提案者が持参し、プロジェクター、スクリーンは潮来市が用意する。

10 審査方法等

(1) 選定委員会の設置

地域振興、地域福祉の向上等に資する利活用を図るために最も適した事業候補者（優先交渉権者）を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの選定委員会を設置する。

(2) 審査及び配点

本プロポーザルの審査は、選定委員会の各委員が事業提案プレゼンテーションの評価を行う。審査の詳細及び配点等については「別紙1」のとおりとする。

(3) 参加者が1提案者の場合について

審査において、最低基準得点として、評価基準点の合計値が5割を超える場合は、本実施要領、募集要項等を満たすと判断し、その提案者を事業候補者（優先交渉権者）として決定する。

1.1 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対し、応募申込書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で郵送する。

通知日 令和8年2月下旬予定

1.2 失格となる提案者

事業提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

1.3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報は、事業候補者（優先交渉権者）の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 審査の内容についての問合せには一切応じない。また、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

別紙1

潮来市学校跡地等利活用事業 公募型プロポーザル審査要項

1 目的

この要項は、潮来市学校跡地等利活用事業公募型プロポーザルの審査及び選定方法の手続きについて、必要な事項を定める。

2 審査方法

提出された事業提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、下記3の審査項目に対して下記4の採点を行うことで審査を行う。

※最低基準得点として、評価基準点の合計値が5割に満たない提案者は失格とする。

3 審査項目と配点

<表1> 100点満点

審査項目・評価内容	配点
地域振興、地域福祉の向上等に資すること	30点
地域経済の活性化（地元雇用等）に資すること	10点
まちづくりへの貢献に関すること	10点
内容の実現性に関すること（事業収支計画を含む）	10点
内容の継続性に関すること（事業収支計画を含む）	10点
地域との連携・協働に関すること	20点
価格に関すること	10点

4 審査項目の採点基準

採点は、次に示す4段階評価による得点の付与を上記3に示す項目ごとに行い、合計得点を算定する。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	要求水準を満たす程度である	各項目の配点×0.50
D	要求水準を満たすが難点がある	各項目の配点×0.00